

工事請負契約における現場代理人の常駐義務緩和について

大田区では、工事請負契約の的確な履行を確保するため、現場代理人の工事現場への常駐を義務つけていますが、技術者の不足による受注機会への影響等が懸念されることを踏まえ、一定の要件を満たす場合に限り、これを緩和することとし、「大田区発注工事における現場代理人の兼任に関する基準」を制定しました。主な内容は以下のとおりです。

1 兼任することができる工事

次の要件をすべて満たす工事

- (1) 発注者が大田区であること。
- (2) 現場が大田区内であること。
- (3) 契約金額が3,000万円未満であること。ただし、兼任を認めた後、契約金額が3,000万円以上となった場合は、この限りでない。
- (4) 件数が2件まで（兼任をする工事の契約金額がいずれも1,000万円未満の場合は、3件まで）であること。この場合において、現在従事中の工事は件数に含め、単価契約による工事及び緊急工事は兼任の対象外とすること。

2 兼任をすることができる代理人

次の要件をすべて満たすこと

- (1) 大田区以外が発注する工事と兼任しておらず、今後もする見込みがないこと。
- (2) いずれかの工事現場に常駐すること又は常駐していること。
- (3) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。
- (5) 安全管理その他現場の取締りに支障を生じさせないこと。

3 手続き

入札（契約）前に、当該工事が代理人の兼任が可能かを確認し、契約締結後に「現場代理人兼任届」を契約担当課に提出する。